報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第1号

JR八幡浜駅前駐輪場に隣接する駐車場において発生した車両破損事故 に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

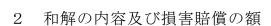
標記の件につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月11日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方



- (1) 平成29年10月22日、JR八幡浜駅前駐輪場(八幡浜市江戸岡一丁目874番2)に設置していた看板が強風により飛散し、隣接する駐車場(八幡浜市江戸岡一丁目875番1)に駐車中の車両に損害を与えた。
 - このため、民法(明治29年法律第89号)第717条第1項の規定に基づき、車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。
- (2) 相手方は、本件に関し、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。
- (3) 損害賠償の額 177,638円